

---

# ささえあいネットワークとは

---

住民一人ひとりが地域の中で安心して暮らせるよう、各地区住民福祉協議会（地区住協）が主体となり、地域の住民、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ他各関係機関・団体等が相互に連携しあう仕組みが「ささえあいネットワーク」です。

この「ささえあいネットワーク」によって、地域住民の抱える不安やニーズを早期に発見し、連絡、対応をスムーズに行うことにより、対象者や介護者・家族がもつ困り事や相談に対応したり、要介護状態におちいりそうな対象者などが必要な支援やサービスが受けられることを目指しています。

## § ささえあいネットワークの対象者

---

- ① 高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）
- ② 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者など）
- ③ 知的障害者
- ④ 精神障害者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、難病等の方、医療機器等を装着している方、（酸素吸入が必要な低肺機能方）など
- ⑥ 乳幼児・児童（特に低学年児童）・妊産婦
- ⑦ その他、地域で必要と認められる方

## § ささえあい協力員の活動内容

---

- ①見守りや声かけ等の安否確認を行い、異変に気付いた時は、地区住協、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び協力機関・団体へ情報提供します。
- ②地域の連絡網を整備し、必要な情報を迅速かつ有効に活用します。
- ③緊急時の連絡体制表「あんしん手帳」の設置及び見直しを行い、緊急時の連絡体制を整備します。（民生委員）
- ④その他、地域の実情に応じた活動を行います。

## § 地区住民福祉協議会（地区住協）の活動

---

- ①ふれあいサロン活動への取り組みや、ささえあいネットワークを構築し、地域で日常の見守り活動の中心的役割を担います。
- ②ささえあい協力員（仮称）の育成。
- ③社協賛助会費を活動財源として、それぞれの地域の実情に応じた活動を行うことができる。

## § 関係団体・関係機関の役割

---

ささえあいネットワークの構築のための視点に基づき、次のように関係団体等の役割を整理しました。

### ◆社会福祉協議会

各支所配置の地域福祉活動専門員が、地区住協の活動を支援します。

### ◆みよし地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー、歯科衛生士等の専門職種を配置し、関係機関や介護サービス事業者と連携をとりながら、必要な支援を行います。

### ◆民生・児童委員

活動を通じて対象者の生活状態の適切な把握を行い、援助を必要とする人の相談に応じ助言や援助を行います。

### ◆対象者（当事者）

支えられる立場だけではなく、地域住民とともに、自らも支える側としての役割を担う。また、支援が必要なときは、自らSOSを発する。

## ささえあいネットワーク

